

田野畑村高等教育支援特別給付金支給要綱

令和2年6月1日

改正 令和3年6月22日告示第22号

田野畑村長 石原 弘

田野畑村高等教育支援特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常と異なる教育環境下に置かれ、生活が困難となっている学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校（同法第126条第2項の専門学校に限る。）に在籍する16歳以上の子（以下「生徒または学生」という。）の保護者に対し、田野畑村高等教育支援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、田野畑村補助金交付規則（昭和37年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(給付金の対象者)

第2 給付金の対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和3年6月1日時点において、次に掲げるいずれの要件も満たす者とする。

(1) 第1に規定する学校に在学している学校の生徒または学生の保護者であること。

(2) 第1に規定する学校に在学している学校の生徒または学生の保護者が村内に住所を有していること。

(給付金の額)

第3 給付金の額は、高校生1人につき30,000円、高等専門学校の生徒にあつては4年生以上及び大学生・専修学校生1人につき50,000円とする。

(給付金の交付申請)

第4 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田野畑村高等教育支援特別給付金支給申請書（様式第1号）に学生が第1に規定する学校に在学していることを証明できる書類、その他村長が必要と認めるものを添えて、村長に提出しなければならない。

(給付金の交付決定の通知)

第5 村長は、申請者が第2の要件を満たすときは、田野畑村高等教育支援特別給付金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 第5の通知を受けた対象者が申請の取下げを行う場合は、当該通知を受け取った日から起算して15日以内に、口頭により申請の取下げを行うことができる。

ただし、村長が特に必要と認めるときは、この期日を変更することができる。

(給付金の請求)

第7 申請者は、給付金の請求を行うときは、田野畑村高等教育支援特別給付金交付請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則（令和2年6月1日告示第56号）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則（令和3年6月22日告示第60号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年6月1日から適用する。